

「JSH 減塩食品リスト」(申請・審査・掲載後)に関するQ&A

【申請】

① 発売予定品の申請はできますか？

→申請は発売済みの製品に限定していますので、発売予定品の申請はできません。また当該品のホームページ(URL)も申請時点でアップロードしていることが条件となります。

② 修正申請の場合は、どの程度の修正までが対象となりますか？

→JSH 減塩食品リストに掲載された製品であって、JSH に提出した申請書の内容に変更があるものは全て修正申請となります。また修正申請の書類は、修正項目の記述は全て赤字にして提出していただくことになります。(JSH のホームページでご紹介する JSH 減塩食品リストは、申請書の一部の項目としていますが、JSH 減塩食品リストに反映されない項目でも修正のある場合は修正申請をお願いしております)。但し、一時的なキャンペーンの実施によるデザイン変更は修正申請の対象と致しません。

→修正申請とは JSH 減塩食品リストに掲載された当該募集期間の直前までに掲載されている内容・記述からの変更です。特に栄養成分表示の数値に関する変更がある場合には、対象製品・修正理由・修正内容(修正前と修正後の比較)を記した補足資料をエクセルファイルで提出すること(書式自由)

③ 申請書の記入・提出方法について問い合わせをすることはできますか？

→原則として受け付けておりません。「JSH 減塩食品リスト掲載申請書の記入・作成・提出要領」や申請書に記述された説明等を参照ください。

④ 審査結果で「掲載不可判定」となったものを再度申請することはできますか？

→修正した申請書で、別の申請期間に再度申請することはできます。もちろん新たな申請として審査します。

⑤ 同一製品を A 分類・B 分類の両方に申請することはできますか？また掲載品の分類変更の申請はどのようにすればよいですか？

→同一の申請期間内に、同一製品を A 分類・B 分類の両方に申請することはできません。A 分類・B 分類のいずれかを選択ください。両方に申請した場合は両方とも審査いたしません。また A 分類で申請を行い「掲載不可判定」となった場合に B 分類で審査されることはありません。尚、別の申請期間で分類を変更して申請することは可能です。また掲載品の分類変更は、(修正申請ではなく)新規申請となります。この申請で、新分類での「掲載可判定」となった場合は、旧分類での掲載は削除されます。

⑥ 中身が一緒で量目やパッケージの異なる製品は別々に申請するのでしょうか？

→中身レシピが同じ製品は同一の申請書になります。申請書の量目・パッケージ欄に全て記入してください。尚、製品画像の貼付方法については申請書に記述された説明を参照ください。

⑦ 申請書ではカリウム含有量を記入することになっていますが、製品にはカリウムをほとんど含有し

ていないので、製品パッケージにもホームページにもカリウムの表示をしていないのですが、どのような判断になりますか？

→カリウム含有量の情報公開は **JSH 減塩食品リスト**に掲載する製品のルールです。カリウム含有量はその多寡を問わず、製品パッケージにもホームページにも掲載していただくことが原則になります。特例として、カリウム含有量が極めて少ないケースでは、製品パッケージには表示してなくても、ホームページに表示していることを条件として「掲載可」とすることがあります。

⑧ 申請書のナトリウムやカリウム含有量は計算値で記述してはいけませんか？

→**JSH 減塩食品リスト**掲載品は分析値を必須条件としています。また分析方法については食品表示基準に定められた原子吸光光度法もしくは誘導結合プラズマ法となります。

⑨ 申請書に記入する製品のホームページの URL (**JSH 減塩食品リスト**のリンク先) ですが、量目パッケージが 2 種類 (レシピ同一) あるので、URL が 2 つあるのですが、どのように記述すればよいですか？

→申請書には **JSH 減塩食品リスト**からリンクしたい量目パッケージの URL を 1 つ選択して記述ください。

⑩ 申請や掲載の際に、費用はかかりますか？

→現在継続検討中です。申請の状況を見て判断してゆきたいと考えています。

【審査】

① 審査結果の具体的な内容は教えていただけますか？

→審査結果の具体的な内容については公開しません。「**JSH 減塩食品リスト掲載基準**」のどの項目を満たさなかったのかについて、申請者に審査結果としてご連絡します。

② 審査委員・審査機関は公開していますか？

→審査に関わる人選や機関は **JSH 減塩委員会**より委任されたメンバーおよび機関で実施していますが、非公開としております。

③ 審査結果で「掲載不可判定」となった場合に、異議申し立てはできますか？

→受理しません。ノークレームが原則です。

【掲載後】

① 掲載品を突然終売することになったのですが、どのように報告すればよいですか？

→1 か月以上の猶予をもって事務局宛てに報告願います。報告書は「対象製品・終売理由・終売時期・URL の消去日」を必ず記載して報告願います。年 2 回の **JSH 減塩食品リスト**の更新時期にリストより削除します。ファイル名は「西暦 8 桁 **JSH 減塩食品リスト**掲載品削除申請書 (会社名・製品名)」。

② 掲載品にリコールやトラブルがあった場合は、どうすればよいですか？

→速やかに事務局宛てに報告下さい。製品の安全性に関わる場合は、**JSH 減塩食品リスト**より一定期間の削除あるいは告知などを行い適切なる対処をします。

③ 掲載品の販売状況・販売数量は報告するのでしょうか？

→JSH 減塩委員会では日本国内における減塩化状況の定量的把握のため、販売状況や販売数量等を年度末（3月）にヒアリングします。JSH ではヒアリング情報は統計的なデータに纏めたものを一般公開しています。したがって、販売数量の回答ができない製品は申請をしないようにお願いします。また掲載後にお答え頂けない場合には原則として JSH 減塩食品リストから削除します。

④ 掲載品の販売数量が少ない場合は、JSH 減塩食品リストから削除されることはありますか？

→販売数量が低迷してどこで購入できるかもわからないような状態に陥っている製品については、適宜リスト掲載を継続するかどうかの判断を行います。逆に、減塩化に大きく貢献している製品にあっては JSH 減塩食品アワード等での表彰を行います。

⑤ 掲載品のホームページは掲載内容のチェックのためのパトロールをされるのでしょうか？

→掲載品のホームページは不定期にパトロールを行います。リンクが不可能な状態の場合は、顛末書を提出していただくことになります。

⑥ 掲載品のホームページに申請内容と異なる記述があった場合はどうなりますか？

→掲載品の申請内容とホームページの掲載事実が大幅に異なっている場合は、JSH 減塩食品リストから削除することもあります。尚、申請時期は年2回ですので、JSH 減塩食品リストに掲載された後に修正を行った場合は、直近の申請期間に修正申請を行ってください。修正申請を忘れた場合においては JSH 減塩食品リストから削除となることがあります。

⑦ JSH 減塩食品リストに掲載された製品を、自社の製品のメニューレシピ等に引用することはできますか？

→JSH 減塩食品リストに掲載された製品を引用することは可能です。ただし引用を行う際に、JSH 減塩食品リストに関する表現やリンク先については事務局に企画概要を書面で提出の上ご相談ください。

⑧ 掲載品のホームページから JSH 減塩食品リストへのリンクを張ることは可能ですか？

→可能ですが、掲載品のホームページでの JSH 減塩食品リストの表現方法については統一させていただいております。この表現方法については「掲載可」の判定結果の出た製品の申請者にお知らせいたします。また【申請】⑨のケースのように、量目パッケージが2種類以上ある製品においては、登録した URL 以外の量目パッケージの製品のホームページからもリンクを張ることが出来ます。

⑨ JSH 減塩食品リストに掲載されたことをTVや新聞などで広告することはできますか？

→許可していません。許可なく実施した場合は JSH 減塩食品リストから削除させていただきます。

⑩ 季節限定で販売している製品（冷やし中華・鍋物など）なのですが、販売期間を過ぎるとホームページを消しているのですが、どうすればよいのでしょうか？

→JSH 減塩食品リストでは、季節限定販売の製品の販売休止・再開時期に対応してリストを修正することは致しません。掲載品のホームページを消した場合には JSH 減塩食品リストではリンクエラーになりお問い合わせが多発する可能性があります。よって季節限定販売の掲載品においては、販売期

間の表示をホームページ上に行う等の工夫によりホームページを消すのではなく継続してリンクがかかるようにしてください。

以上